

裁判員経験者意見交換会議事録

1 日時 平成28年10月26日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所 宇都宮地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者

参列者 菅野雅之（宇都宮地方裁判所長）

司会者 二宮信吾（宇都宮地方裁判所刑事部総括判事）

裁判官 佐藤基（宇都宮地方裁判所刑事部）

検察官 三田村朝子（宇都宮地方検察庁検事）

弁護士 梅山哲也（栃木県弁護士会所属）

裁判員経験者

1番 男性（平成27年10月に爆発物取締罰則違反等被告事件に関与）

2番 男性（平成27年10月に爆発物取締罰則違反等被告事件に関与）

3番 男性（平成27年11月に殺人等被告事件に関与）

4番 男性（平成27年12月に強盗殺人等被告事件に関与）

5番 女性（平成28年1月に住居侵入，強盗致傷被告事件に関与）

6番 女性（平成28年2月に殺人等被告事件に関与）

7番 男性（平成28年4月に現住建造物等放火被告事件に関与）

8番 男性（平成28年5月に傷害致死被告事件に関与）

4 議事要旨

別紙記載のとおり

以上

(別紙)

司会者

では、裁判員経験者意見交換会を始めたいと思います。まず最初に、宇都宮地方裁判所長の菅野が御挨拶を申し上げます。

参列者（所長）

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいま紹介のありました宇都宮地裁所長の菅野でございます。

平成21年5月にこの裁判員制度が始まってからことしの5月で丸7年がたっているということで、今もう10月も末ですから、7年半ぐらいという状況でございます。当地方裁判所でも多くの裁判員あるいは補充裁判員の方々に御参加いただきまして裁判員裁判を実施してまいりました。本日御出席いただいた皆様方を初めといたしまして、県民の皆様の貴重な御協力のおかげでさまざまな事件についておおむね順調に裁判を進めることができたのではないかとこのように思っております。

本日はこのような意見交換会を開催させていただきましたが、その趣旨は、皆様のお声を国民の方々にお伝えすることで広く国民の皆様が安心して裁判員制度に参加できるようにするとともに、裁判所、検察庁、弁護士会の法曹3者の今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただいて、よりよいものにしていきたいということでございます。御出席いただいた8名の裁判員経験者の方々には、裁判員を経験されてからしばらく時間がたったこの時点で改めて当時の御経験を振り返っていただき、率直な御意見や御感想、また特に厳しい御意見もございましたら、ぜひ御遠慮なくお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

司会者

改めまして、今回司会を務めさせていただきます宇都宮地方裁判所刑事部の二宮と申します。どうかよろしく願いいたします。

この宇都宮では、裁判員裁判を担当する裁判長が2人おります。そのうちの1人

ということになります。今回の意見交換会の趣旨は、今所長が申しましたとおりでございます。皆様方の忌憚のない御意見を伺えればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、出席者の方の自己紹介をお願いしたいと思っております。まず最初に、裁判所のほうからお願ひいたします。

裁判官

皆さん、初めまして。佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。裁判官をしております。

この4月に宇都宮に参りまして、裁判員裁判3件やらせていただいております。今日の趣旨にありますように日々私どもは十分に皆様に証拠等を御理解いただき、十二分に評議で御意見をおっしゃっていただきたいと思っております。このような機会がありますと、皆様の忌憚のない御意見を聞かせていただくことができますので、今後の審理等に非常に役に立たせていただくことができます。本当にこの機会に、皆さんに来ていただきましてどうもありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

では、検察官、お願ひいたします。

検察官

宇都宮地検の検事の三田村でございます。

私は、昨年、平成27年の4月から宇都宮地検で仕事をしておりまして、2年とも主に裁判員裁判を担当しております。ですので、本日出席いただいている裁判員経験者の方が参加して下さった裁判も私が担当したものが多く含まれていると思います。

我々検察官、弁護人もそうだと思いますが、検察官にとりましては裁判員経験者の方の感想や御意見を直接伺えるというのはこの機会ぐらいしか恐らく現状ではないというふうに認識しておりますので、私にとっては耳の痛い話も今日もしかした

ら出るかもしれませんが、それを参考にしながらまた今後よりよい活動につなげていきたいなと思っておりますので、忌憚のない御意見や御感想を聞かせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

司会者

梅山弁護士，お願いいたします。

弁護士

栃木県弁護士会所属の弁護士の梅山と申します。

私は、裁判員裁判を何件か経験させていただいておりますけど、今日いらしていただいた方の中には特段私が担当した事件はございませんけれども、先ほど検察官が述べられましたとおり、我々も裁判員の方の声を直接聞くという機会はなかなかございませんので、今日忌憚のない御意見をいただきまして、弁護士会のほうに持ち帰って弁護活動の向上に努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会者

これからの進行を簡単に御説明いたします。

まず最初に、各経験者の方々が担当された事件の内容を紹介するとともに、その後経験者の方から全体的な感想みたいなものを一言お伺いしたいと思っております。その後、手続の流れに従いまして具体的な話題事項について少しお話を聞いていきたいと思っております。当然その中ではまた出席者の方々にも御発言、質問とか御意見とかを伺うということもあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。終了時刻としては大体5時ちょっと前、大体4時50分ぐらいをめぐりにしておりますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。では、進めさせていただきますと思います。

では最初に、申しわけありませんけれども、経験者の方々は机上の番号で呼ばせていただくということにしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1番さんと2番さん、同じ事件を担当しておりました。これは、鉄道の軌道敷地内に爆発物のようなものを置いて、そこで鉄道の運行を妨害したと、そこに

伴って警察官なども出てきたということでもあります。そういうことで威力業務妨害とか、そのほかにもまた車のフロントガラスの破壊とかということではいろいろありまして、器物損壊、脅迫、それから爆発物取締罰則違反という、そういう事件を担当された2人でございます。では、1番さんから簡単な感想のほうをお願いいたします。

1番

私は、爆発物という事件で、殺人等だと証拠とかちょっと見るのも怖くなってしまふようなものがあると正直不安になってしまふところはあったんですけど、事件として、こういう言い方してはあれですけど、比較的軽いような事件で、正直ほっとした部分は1つありました。あと、期間も6日間と想定していたよりは短かったので、私生活に対する支障も余りなかったもので、そういった部分は非常によかったと考えました。

司会者

では、2番さん、お願いいたします。

2番

私は、今から2年前の平成26年11月に裁判員候補者名簿記載の通知がありました。忙しい時期は2か月ぐらい辞退したいということで調査票の回答をして、そのとき何となく自分が裁判員を務めることになるのかなというような変な予感があったんですけども、通知がしばらく来ないなと思っていたんですけど、昨年10月の裁判員等選任手続期日ですか、こちらに呼ばれてまして、パソコン抽選で見事裁判員に選任されたという経過がございます。

私のときに、1番さんもあれなんですけども、裁判員6人と補充裁判員2人、たまたまだという話なんですけど、男女が同数だったんです。年齢構成も20代から60代ぐらいで結構バランスがよくとれていたというふうに思いました。選任の日から5日後に合計5日間にわたる公判、評議が始まったわけなんですけど、車の運転とか体調管理、こちらも十分気を使わざるを得なかったんですけど、間にちょう

ど土日とか、あと祝日、これもあったんで、少し余裕を持つことができました。あと、裁判員の全体の流れなんですけど、事前にパンフレットなんかも配付されていたんで、一通り目は通したんですけども、実際にどういうものかというのがわかんないで非常に不安でした。

担当した事件については、先ほど御紹介があつてあれなんですけれども、もう一つ手製爆発物、これをつくって使用した事件ということで、これ以外にも威力業務妨害とか脅迫などが、そういった併合罪が含まれていた事件です。裁判官3人ついでいただきましたので、サポートもあつて、評議では裁判員のいろんな立場から積極的に発言がありました。また、何となく連帯感というんですかね、これが熟成されてまして、判決宣告直後の記者クラブ主催の記者会見、これもあったんですけど、ごく自然な流れで全員参加というようなことになりました。私にとっては貴重な経験であったとともに、何よりも裁判員として責務を果たすことができたのかなということで、こうした経験が自分の人生の中で一つの大きな実績として位置づけられていると思います。以上です。

司会者

日程の関係ちょっと言い漏らしましたが、先ほどありましたけれども、去年の10月23日に選任されて、その翌週の28日から審理が始まって、判決が11月の4日ということで、土日とか祝日を挟んでいたということでございます。

続きまして、3番さんの事件を紹介したいと思います。事件としては、無差別殺人ということで、人のお宅のチャイムを鳴らして、人が出てくれば殺害するという事件でございました。これについては、責任能力とかも争われていたというものでございます。日程としては、11月13日に選任されて、翌週の11月17日から審理が始まって、27日に判決が下されたということになっております。3番さん、よろしく願いいたします。

3番

私は、最初に裁判員に選ばれて、自分に本当に務まるのかなというのがとても不

安でした。ちょっとそれちゃうかもしれないですけど、もし遅刻しちゃったらとか、居眠りしちゃったらとか、そんなことばかり考えてしまって、実際はそんな余裕はなかったんですけど、そんな感じでした。それで、人を裁くという責任の重さを感じました。そして、裁判の流れ等が今までどういうものかというのは全然わからなかったんですけど、自分で体験してみて、ああ、こういうものなんだなというのがわかりましたし、それはとても貴重な体験をしたと思いました。そして、全体としてとても疲れしました。

司会者

続いて、4番さんの事件でございます。これは、駐車場にとめてあった車の車内で殺人を犯して、そこで得た預金通帳などを利用して銀行などからお金を引き出したりというようなものがメインということになります。あと、その死体も埋めているということでございました。そのほかにも、これは2人でやった事件だったんですけども、そのうちの1人が覚せい剤を使用していたというようなことでもございました。そういう意味で強盗殺人、死体遺棄とか、ちょっとなじみのない有印私文書偽造、同行使とかというもの、あと詐欺と覚せい剤取締法違反ということでございました。日程のほうとしては、12月4日の日に選任をされて、12月10日から審理が始まって、18日に判決があったというような事件でございました。では、御感想をお願いいたします。

4番

私は、被害者の女の子がうちの身内の女の子と同じ年だということで、最初に裁判をするにあたって極刑を望みたいという気持ちで来たんです。でも、進むにつれてやっぱり死刑というのはものすごくハードルが高い、その先の罪だということが何となくわかってきて、最後には裁判員の皆さん、裁判官の人といろいろ話し合っていて、みんな納得して進めたんですけど、この裁判の裁判員になるまでの意気込みと裁判員を経験している間にいろんなことがわかって、これ無期懲役というのが妥当だなというのを納得したというのはすごく記憶にあります。

またあと、ちょうど暮れだったので、加害者の女の方なんて小さいお子さんがいたんで、お正月なんかどうしているのかななんてこともちょっと考えたりしました。また、裁判員になってみて思ったのは、余りにも周りに裁判員やった人が少ないんで、もう少しいろいろな人にやってもらったほうが、もっとできないのかなと思うぐらい少ないです。だから、これはいい制度だと思ひまして、今回も呼ばれたときに何をやっているんだかわかんないんじゃないから、一応見てみたいなという気持ちでやりますということでお答えしたんですけど、裁判員はこれはやはり本当は全ての方に一生に1度ぐらいやっていただきたいなというふうに思います。

司会者

続いて、5番さんの事件でございます。これは、人の家に入って、そこで強盗を働いて、そのときに家の中の人に1か月の骨折という、そういうことで住居侵入、強盗致傷という事件だったんですけども、5番さんが担当されたのは実はおうちに入っていないという人を共謀共同正犯ということで起訴しているという事件でございます。ですから、実際にけがを負わせたとか、家に入ったりとかしていない人を処罰するという、そういう事件ということでした。日程としては、1月15日に選任されまして、その後1月18日から審理、評議を行って、27日に判決ということになっております。お願いいたします。

5番

御紹介いただいた事件なんですけれども、私が思い描いていた裁判の内容、自分の中で考えていた小さな世界での裁判の内容というのは全く違って、共謀した人の実行犯ではないことの証拠を一つ一つ確かめていくような作業が続いた案件でした。私の中では、裁判といふとこんなに悪いことをしたから、これだけの量刑だとか、何もしていないだろう、だから無罪なんじゃないかとかというような印象があったんですけども、そうではなくてグレーじゃいけないというところが1つ勉強になったところです。絶対に無罪の人に罪を背負わせてはいけないということと、あとは一つ一つ証拠を確実にしていくというところで学ばせてもらったところ

です。自分では、司法に全く知識のない自分が何ができるだろうと思って始まったことなんですけれども、こんな自分にも評議していく中で1つ力になれる部分はあったのかなという部分もありましたので、大変いい経験になりました。

司会者

6番さんです。これは、小学生女児の殺害というのがメインということになります。そのほかにも商標法違反というものもありました。犯人かどうか争われたんですけれども、選任されたのが2月10日で、それからちょっと間があいて、2月29日から一応当初の判決は3月31日の予定だったんですけれども、それが変更になって、4月8日になったという事件でございました。では、お願いいたします。

6番

私が担当させていただいた裁判なんですけど、ちょっと難しくて、私の中でもちょっとまだ終わっていないというか、控訴審、高裁のほうに多分行く、行ったのかな、まだ行っていないんですかね。なので、ちょっとまだもやもやしているので、今日ここに出ようかどうか迷ってしまったんですけれども、記憶が薄れる前に1回こういうふうにこういう場に出ようかなと思って迷ったんですけれども、出席させていただきました。

初日はすごく緊張してしまって、全然覚えていないのが正直なところで、ちょっと初日のレンタルビデオ店のこととか全然何かよく覚えていなくて、でもだんだん日がたつにつれていろいろなものが見えてきて、冷静になって見ることができました。毎日来ている記者さんの顔とかも覚えて、控室でみんなで記者さんのニックネームをつけて話していたりとか、検察官のこととかも結構みんなで呼んでお話ししたり、記者さんも特徴的な方はすごくやっぱり話題に出て、話したりしていました。

正直、事件については大き過ぎて語るべきところの要点がちょっとわからないんですけれども、そんな感じで毎日過ごしていました。やっぱり皆さんがおっしゃるようにすごく疲れてしまったというのがあります。

司会者

お聞きするといろいろ出てきそうですので、あとで期待したいと思います。

続いて、7番さんが担当された事件です。これは、集合住宅の自宅に放火をしたという事件でございました。ことしの4月22日に選任をされて、それからそんなに日はたっていないですけど、4月25日から審理を始めて、28日に判決がなされたという事件でございます。お願いいたします。

7番

私が裁判員裁判ということで出席しまして、その雰囲気的なものを1つを挙げますと、年齢的に被告人は若いと思うんです。30代だと思うんですけど、反省の色がないというふうに私は受け取ったんです。ということは、検事さんのほうでもっと強くどうなんだと、反省しているのか、そういうふうな話し方でいいんじゃないかと思います。ふてくされちゃって、私なんかそういうふうにとれちゃったんです。ですから、もう少し厳しくやってもらえば本人も反省するんじゃないかと。

あと1つは、裁判の流れが10分やって5分経過、また10分やって5分経過、経過ということは休むということですよ。ですから、もう少し30分か40分ぐらいやって、被告人本人に本当に伝わるような、事件性と大変なことをしたというふうなことがわかるように流れをしていただければ、私らは時間で10分やって5分、15分やって10分という休憩でやったんですけど、これが裁判員裁判といえればそうかなと思えるんですけど、もう少し時間的にやって、1日を1時間に1件、それでまた20分休んでまた1時間という方法の流れがあるんじゃないかということだと思います。そんなところです。

司会者

8番さんの事件ですけれども、自分の子供の食事中にその背中を叩いたら、その衝撃で子供がテーブルの角におなかをぶつけて、それでおなかの中で出血をして死亡したという事件でございました。叩いたことと死亡ということが因果関係といえますか、責任を問えるのかというのが主に問題になったということになります。この事件の特色が幾つかございまして、1つ目の選任、2月12日に選任されました。

当初はその後それほど間はあかずに審理が始まる予定だったんですけれども、ちょっと都合によりその審理が流れてしまって、実際の審理は5月に行うということになったということでございます。ここで8番さんは最初の2月のときに選ばれた裁判員の方で、都合の悪い方もいらっしゃったので、その方を追加に選びますというのを4月20日に行っているということになります。現実の審理は5月24日から行われて、判決は6月3日にやったという事件でございます。どうぞお願いいたします。

8番

そんなわけで2月の金曜日でしたか、こちらで抽選で、これは当たらないなと思ったら当たってびっくりしたんですけど、翌月曜日1日置いて、火曜日から裁判ということだったんで、会社の人にも行ってきますと、力を込めて頑張っていよいよかって言われたら、延期になりましたということだったんで、何人か裁判員が結構残ったんですけど、4月にもまた皆さんで集まってお会いする機会があって、その後いよいよ満を持して5月から裁判ということで結構、足かけ4か月の長期裁判ですなというような話をして、その時点で顔見知りになっていたんで、ほかの裁判のことはわかんないですけど、結構活発な評議ができたんじゃないかなというような想像はしています。本当に貴重な経験をさせていただきましてありがとうございます。

司会者

これからちょっと具体的にいろいろなことの話聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。大体手続の流れに沿ってお話を聞いていきたいと思っております。

最初に、先ほど6番さんが初日のことは余り覚えていないというふうにおっしゃいましたけど、初日の本当の一番最初のところでございます。最初に法廷に入って、被告人が人間違いじゃないかどうかというのを確認した後、起訴状が読まれて、それから被告人の意見、弁護人の意見を聞いて、それから検察官、弁護人のそれぞれ

の審理に当たっての最初のプレゼンテーション、冒頭陳述というものですけど、それを行って、あと裁判所のほうからこれまでの準備でまとまったことはこういうことですよということを説明するという手続があって、その後評議室に一旦戻るということを皆さんされたと思います。

そこで、まず入ったときどんな感じを、法廷に入ったときのお気持ちとか、あとそこで実際に法廷で行われたことがちゃんと頭に入ったかどうかということをお聞きしたいなと思っております。

具体的に言うと、評議室に戻ったときに、これから自分はどんなことに着目して審理を見ればよかったのかなとかというのが頭の中で思い描けたかどうかということもお話しただけであればありがたいなと思っております。どなたかございますでしょうか。6番さん何も覚えていないということですけども、いかがでしたでしょうか。

6番

何も覚えていないのは入場したときです。入場して、傍聴席が満員だったじゃないですか。皆さん一斉に外に出たタイミングがあって、ドアがバタンバタン、バタンバタンしたのまでは余りよく覚えていません。正直、何か大変なことが起きたのかなという。でも、その後に静かになってからはいよいよ始まったなという感じは覚えています。

司会者

始まったなという段階なのかわかりませんが、その後検察官と弁護人がそれぞれ最初のこの事件はこんなもんですとか、今回の争点はとかという話がされたと思うんですけど、それは頭に入りましたでしょうか。

6番

はい。ちょっと言葉は悪いかもしれないんですけども、会社のプレゼンを受けているような感じを、非常に資料も裁判員を意識してつくってくださっているのかなというのを率直に感じましたし、思っていたよりも言葉がわかりやすく、

検察官の方も弁護人の方も両方ともわかりました。わかっていないのもあるかもしれないんですけども、私は自分では理解できたなという自覚はありました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。5番さん、お願いいたします。

5番

私の事件では、被告人が直接手を出した事件ではなかったもので、一番最初の冒頭陳述、検察官の方からのお話の内容がもう既に共謀した実行犯のお話がずっと並んだんです。それが頭に残ってしまって、評議室に帰ったときに私は何をやるんだっただかなというのが正直ありました。そこから裁判長さんなりがあなた方が今日考えるのはということできちんと組み立ててくれたので、それはそうだ、そうだと一生懸命の中で修正しながらというのがすごく覚えています。

司会者

実際にやった2人ですかね、そっちのほうに頭が行っちゃったというのは、分量的にもそうだったんですか。

5番

そうです。あとは参考人の方の話とか、すごくたくさんいたんですけど、それで時間的に、日数的にもあったんです。参考人さんの証人尋問とか時間がすごくあって、全部が実行犯としてのお話がほぼほぼだったので、そこから自分が考えなくちゃいけないのはそういう事実があったから、今考えなくちゃいけない人は実際何をしていたんだろうとか、時間の経過はどうだったんだろうとかということだったので、常にそこを意識していないと争点がずれそうになるのを覚えています。

司会者

実際に担当された検察官のほうからございますか。

検察官

これは、実は私唯一今日やっていない事件です。ただ、確かに5番さんが担当された事件、今おっしゃったとおりで、実行犯がいて、一応自分たちは認めていて、

被告人と共謀というか、打ち合わせをしたり、指示を受けたりしてやりましたという話なので、当然実行犯たちも証人尋問が行われたりという形だったと思うんです。なので、判断していただくのは実際に共謀という関係が認められるのかどうかというところなんですよというのを、一応多分検察官としては冒頭陳述の段階ではそれを意識していただけるようにということは考えてやっているんだと思うんですけども、内容のバランスとか、そういったところはやっぱりこちらとしても気をつけながらやっていかないと、特に初日で皆さん緊張している段階だというのは以前のこの会でも聞いたことがありますので、そのあたりも考えながらこちらとしても準備をすべきところなのかなと伺っていて感じた次第です。

司会者

4 番さん、お願いします。

4 番

これをつくられるのは、検察の方がつくられるんですか。

検察官

冒頭陳述の部分ですか。

4 番

冒頭陳述の書面。これは、みんな戻ってきてから控室ですごくわかりやすいな、これがあって助かったってみんなが言っていました。私たちのときは、2人がカップルではないし、それぞれ家庭があって複雑なんで、人間関係がよくわかんないところが最初のうちはあったので、これがあったので、すごく人間関係がわかりやすかったというのはありました。愛人関係なのかなと勝手に思い込んでいたら違っていたとかありましたよね。よくわかんなかったところがあったんです。それがただの知り合いだとかいうようなこととかこれがなかったらちょっとよくわかんなかったんじゃないかなというのは話していました。

司会者

この事件では、被告人が2人いたこともあって、弁護人のほうからの冒頭陳述も

2人やられていると思うんですけど、そこで何か混乱とかは特に起きませんでしたか。

4番

特になかったんですけど、女性のほうの方は私選の方だったんです、たしか。男性は国選の方だったんで、だからといって特に違ったことを言うわけでもないし、最初にこちらの方もおっしゃっていたように犯行はもう認めていると、全部認めたということで、量刑だけの問題だということ。

司会者

1番さん、2番さんの事件がいろいろな法律的な用語などが、いろいろ出てきたりしていて難しかったのかなと思ったんですけども、いかがでしたでしょうか。業務妨害とかという言葉がまず出てきたりとか、あと故意とか目的、意図とか、何か似たようなものが3つ出てきたりというようなことがありましたけれど、何か御感想とか覚えていることはございますでしょうか。2番さん、お願いいたします。

2番

犯罪行為が結構いろいろあって、その中で一番重たいものはどうかというと、世界的に騒がせるために鉄道を止めちゃったというやつが大きかったかもしれないですけど、実際に爆発物を製造して使用した、爆発物取締罰則ですかね、これが法定刑かなり重たいんだということ、私自身もそれまで余り思っていなかったんですけど、明治のころにつくられたあれで、まだ生きているんだなということ、そのときに知って少し驚いた感はあるんですけども、あといろんな併合罪とか、あと観念的競合とか、そういう法律的な考え方も出てきましたし、あとは威力業務妨害、鉄道会社に従事している者に対するものと、あと警察官、威力業務妨害、警察業務について、これが唯一その部分、犯罪成立についての争点となったところなんですけど、私も威力業務妨害というあれで、警察業務に対する正常な警察業務を妨げただというのとはなかなかちょっと理解できなかつたです。いろいろ出前とかなんとか頼んだときに実際必要もないのにそういうのを頼んだりしたとか、そういうこ

とに当たりますとか、裁判官の方たちが意外と身近な例でそのあたりを説明していただきましたので、確定的な故意があったかどうかとか、非常に助かったというような感じはします。

ですから、余り法律的な言葉とかなんとか知らなくても、その都度裁判官の方が説明していただいて、最終的なものというのは、常識というのはそれがやっぱり基準になって物事は成り立っているのかなということまで理解をしました。

司会者

1番さんはいかがでしたでしょうか。

1番

私も実際始まって、エンジンがかかり切る前でいきなり専門用語とかが出てきて、正直不安な部分とかありました。ただ、資料のほうで、検察官の資料のほうでも主な争点は量刑という形でもう要点をまとめていただいていたので、そういった部分でああ、こういうところに集中すればいいんだなといったようなところを集中して見られたというのは非常に助かったなというのは覚えています。

司会者

ちょっと今業務妨害のところでは話が出ていましたけれども、そういうものというのは最初のところで、先ほど2番さんは裁判官の具体的な説明でわかったというか、考えることができたというようなお話もありましたけれども、最初のところではそういうのはちょっとわからなかったという状況なんではないでしょうか。

2番

威力業務妨害というのは、警察が犯罪とかなんとかの通報を受けたときに調べるのは当然警察の仕事じゃないかということで、だから業務妨害に該当しないのかなと最初は思ったんですけども、いや、そうではないんだということがいろいろと説明を受けていく段階で解明されたということなんです。

司会者

目的とか意図とかということと故意との関係とかについても何か説明とかはあつ

たんでしょうか。

2番

それについても被告人が何のためにこういうことをやったのかということから、最終的には確定的な意図があったんだと、こういうことをすれば警察が当然動くだろうというのを、それをちゃんと企図した、それは確定的な故意が見受けられるというようなことでだんだんとまとまっていったんですけれども。

司会者

審理のポイントみたいなのは最初の段階でつかめたということによろしいんでしょうか。

1番

大まかに最初の時点で今後どういうふうに進めていくかというのがわかりましたので、そういった部分でその後の審理を進める中では道筋がわかりやすかったというふうに思います。

2番

最初の段階で比較的休庭をとっていただいたんで、今は誰々の冒頭陳述がありましたとか、あとは取り調べ、あと証拠の確認やりましたとか、それが一々確認することができたんです。それが非常に精神的にも体力的にも余裕を持って臨ませていただいたということにつながったのかなと思います。

司会者

あと、一番最初に法廷に入って戻ってきたまでの間ぐらいのところで何か言っておきたいなということはいかがでしょうか。御感想とか、全然わかりませんでしたというのでもいいんですけれども。特によろしいでしょうか。

では、次に移りたいと思います。次に戻ってきた後に、証拠調べということで、いろいろな書面の朗読とか写真とかがあればそれを見ていただいたり、そしてその後にも証人とか被告人からの話を聞くというような手続があったと思います。

まず、書面の関係のところでは朗読とか写真の提示みたいなのがあったり、図面も

出てきたりというようなところがあると思いますけれども、その中で何か気になったこととかございますでしょうか。疲れたとかという印象でも全然構わないと思っておりますが。8番さん、お願いします。

8番

医学的な写真とか、おなかの中がこうなっていて、こういう状態でどうのこうのとか、そういう資料があったんですけど、裁判員の方でももちろん理解されている方もいたんですけど、私なんかそれを見ても余りよくわかんなかったというか、別に解説みたいなものがあればもうちょっとわかりやすかったかなど。医学的なものを見ただけでは余り具体的にはイメージできなかったというか、そんなのはありました。

司会者

今の8番さんのお話の中では、その後お医者さんからお話聞いたりしていましたが、そのこのところでもちょっとそういう説明みたいなものがあつたと思うんですけど、そこら辺のところでもなかなか難しかったですか。わかりにくかったりとか。

8番

どうだったか余りよく覚えていないんですけど、事実経過というか、それについては理解できました。特にお医者さんの話なんか私は証人尋問の中で一番参考になったなというふうに思っていたので、どういうものであるか理解はできたつもりではいるんですけど、資料自体はちょっと何かよくわかんなかったというのが正直なところです。

司会者

ほかにも何かそういう御意見とか、これ何かよくわからなかったとかございませんでしたでしょうか。

6番

殺害現場の写真を提示していただいたんですけども、私個人としてはちょっとわ

かりにくい。それをみんなで話して解明していくような段階を踏んだとは思いますが、すけれども、こんなに技術が進んでいるのに、何ゆえこんなにモノクロのちょっと汚い写真なのか、当時の写真だと思うんですが、時間がたってしまっているから、当時の写真じゃないと意味がないのはわかるんですが、そもそも土地勘とか道路の経路とかも地図が結構簡素な感じで、正直に言うところとちょっとわかりにくかったので、もう少し機器を使って殺害現場までの経路とか、紙っぺら1枚の地図じゃなくて、もうちょっとグーグルとかを使ってできないのかなというのはちょっと思いました。山の傾斜の部分、殺害が行われたその部分の血痕とかもちょっと本当にわかりにくくて、分量とか出血量とかも争点になったと思うんですが、それも正直なところ色もわかりにくくて悩まされました。

司会者

先ほどの地図のお話のところ、後で評議室に戻ってからいろいろ議論してやると意味がわかったみたいな感じなんですか。

6番

私は市民ではないのですが、住んでいたことがあるので、ある程度はわかるんですが、やっぱり距離感とか、道路の交通状況とかも把握しづらいというのがありましたし、隣県までの経路とかも遠いのか近いのかよくわからなくて、その道路を通らないと行けないのかとかも、そういうのも十分に検証されているのかどうかあやふやな部分がありました。

司会者

1番さん、お願いいたします。

1番

資料を画面で私見たんですけど、そのとき画面の背景の部分が紺色になっていて、恐らく長時間画面を見ても目が疲れにくいような配慮だったのかなと思ったんですけど、そういったことをされているところもあったんですけど、中には言葉、文字だけずらっとしているような資料もあつたりして、読むのに疲れてしまうようなところ

るもありましたので、図だったり，グラフだったり，見ただけですぐわかるような資料を作成していただけると長時間見ても余り疲れなかつたりですとか，頭にもすぐ入ってくるのかなという印象はありました。

司会者

担当された方の中に人が亡くなられたりとか，重傷を負ったりとかという事件を担当された方もいらっしゃるって，先ほど8番さんのほうでおなかの中のみみたいな話も出ていましたけれども，そういう遺体の写真であつたり，けがの状況の写真であつたりとかというのも調べた事件もあるかと思うんですけれども，その辺についてはいかがでしたでしょうか。やめてほしいとか，それはないとやっぱり困りましたよねということなのかとか。4番さん，お願いします。

4番

私のときは，イラストに置きかえているようなやつが結構あつて，だからそれほどショッキングな写真は一，二枚だったので，ネットでもっとすごいのがいっぱい流れているわけじゃないですか，世の中に。それから比べれば意外とそんな大変なことではなかったです。イラストに置きかえられているというのはすごく見やすいというか，親切だなというふうには思いました。

司会者

イラストで困つたということはないかというふうにお聞きしてよろしいんですか。その部分に関しては。

4番

そこでこういう場所にこういう形で遺体があつたという，そういう説明なんかの場合は，もちろんイラストで十分だと思います。

司会者

6番さんはいろいろ出てきたかと思うんですけれども。

6番

私は，事前に事件を知ってから，正直ちょっと言いづらいんですけども，ネット

で練習してきました。でも、実際その場で薄目で見えていいよと言われたので、薄目にして見ていたんですけども、ただやっぱり自分の職務を自覚して、部屋に戻ってからしっかり見て、それほど、やはり現物でもありませんので、そんなには負担ではなかったと言えらると思います。

司会者

先ほどイラストみたいな話もありましたけれども、ご覧になったのはやっぱり見ないといけないよねというものだったのかどうかという点はいかがでしたでしょうか。

6番

血痕とか血の流れとかをやはり写真で見て、見てよかったなと思います。

検察官

まさに今回そこが争点に関連していたので、事前に検察官も弁護人も、それから裁判所もどういう形で裁判員の方に見ていただくかというのは協議をした上で証拠として出していたという経緯があったと思います。

司会者

ほかの方は何か御意見、気になったところとかございますか。疲れたとかということもあるかと思うんですけども。

本当に6番さんばかりで申しわけないですけども、6番さんのところでもいろいろと書面が読まれたりとかされていたこともあって、長時間の部分もあったかと思ひますし、ほかの方のところでも1時間ぐらいやっているというところもありましたけれども、その辺についてはいかがでしたでしょうか。それほど負担はなかったでしょうか。その後休憩で部屋に戻ったらどつと疲れたとか。今ぐらいの休憩とか分量であれば何とかなるという感じでしょうか。

8番

特に最初のころですね、確かに緊張していたのもあるでしょうし、集中していたのもあると思うんで、確かに疲れたんだと思ひます。私は、普通に終えてうちに帰

ったんですけど、その後、今日風呂入ったっけな、入っていないかなとかって、それはまた別の問題かもしれないですけど、疲れているのかなという気はしました。かなり集中していたような気がするんですけど。

司会者

7番さん、お願いします。

7番

やっぱり初日は夜は神経が高ぶっちゃって、本当に何でこんなことが起きるんだろうとか、余計なこと考えちゃうんです。だから、寝られなかったのはあります。それで、やっぱり2日、3日目になるとその流れが大体わかってきましたから、最終的には、そういう流れはやっぱり4日ぐらいかかるんじゃないんですかね。

司会者

自分でペースをつかむのにそのぐらいかかるという感じでしょうかね。5番さん、お願いします。

5番

証拠に関してなんですけれども、私のところでは実際にその人が何か手を下したということではなかったもので、申しわけないくらい衝撃的な映像とかそういうものは一切なく済んだんです。

一番私が役に立っていたと思っているのは、評議に入って、ホワイトボードの利用だったんです。ホワイトボードに裁判員裁判が始まる前に調査をいろいろしていただいた時点での記録が、登場人物に分けて表記をしてくれていたんです。それが話し合いをしている間、翌日来てもそれを消されずにちゃんととっておいてくれて、だから一度家に帰って頭リセットしても、また来ればそれでまたわかったというのがあったので、私はホワイトボードの利用が助かりました。証拠とはちょっと違うかもしれないんですけど、考えるという意味で…。

司会者

あと、書面のほうとか写真のほうとかだけではなくて、いろいろと証人の方から

お話聞いたりとか、被告人からお話を聞いたり、それも複数の被告人の方もいらっしやれば、複数の証人の方も多分いらっしやったと、複数どころじゃありませんという方もいらっしやったようですけれども、その辺のところでは何か御感想とか御意見とかございますでしょうか。

お医者さんとか、何かそういう専門家的な証人の方をお聞きしているのが、3番さん、6番さん、8番さんの事件がたしかそういうものだったようですけれども、何かそのところで話がわかりやすかった、わかりにくかったとかということはございましたでしょうか。先ほど8番さんは割とわかりやすかったというふうなことをおっしゃってくれましたけれども、ほかの方はいかがでしたでしょうか。

3番

私の担当した事件の場合は、事実を争わないという事件だったんです。要は責任能力はあるかないかという事件だったんで、お医者さんのお話というのはとても重要なお話だったんです。それで、私は余りちょっと聞いたことないような言葉が結構多くて、例えばパーソナリティーなんて言葉、人格のこととかなんですけど、そういうのとかもそのときに初めて聞いたような感じで、いろいろああ、そういうことなんだというのはあったんです。それもお医者さんのお話は結構早かったのは早かったんですけど、何とかついていけたかなぐらいな感じで、一応自分なりに理解はできたつもりでいました。

司会者

ちょっと専門用語が出てきたりというところもあるようですけれども、その辺について例えば検察官だったり、弁護人であったりというところからフォローといたしますか、改めて質問があつて、専門用語の意味を確認する、お医者さんに話してもらうとか、そういうことはあったんでしょうか、それとも部屋に戻ってきてからみんな調べましたということなのかとか。

3番

お医者さんが話ししている話の中で理解したような感じですかね。大体皆さんわ

かっていたと思うんですけど。

司会者

そういうことであれば一安心というところですけども、ほかの方はいかがでしょうか。別に専門家の話だけではなくて、ほかのところでもいいと思いますし、専門家というところかというと、6番さんもまた複数の方からお話を聞いているというところもありますけれども、それぞれ違う種類の方からのお話を聞いていますけれども、いかがでしたでしょうか。

6番

猫の毛、スタンガン、あと遺体の関係でお二方ですかね、真っ向からやっていたけれども、正直なところスタンガン一つとっても確固たる権威の方、猫の毛もそうなんですけれども、まずそこから入って行って、本当にナンバーワンなのかとか、そういうのもあってちょっと混乱した部分がありますし、いろんな証人の方が出てきてちょっと混乱はしたんですけども、ただ何かしら真実がちょっと含まれていたんで、そういうところをつまんで、つまんでという感じでいったと思います。

司会者

ちょっと混乱というのがどういうところで混乱して、その後整理されたのかどうかというのをもしお話しただけのようであれば。今の権威かどうかというところでもというのもありましたけど、ほかに何か混乱の原因みたいなことはありましたでしょうか。

6番

混乱の原因は、多分知識不足というか、知識が全くないので、直腸温度の下降のあれを説明されても、正直数字にも弱いので、という感じでは、ただ感覚としてああ、そういうものなのかなという感じで、多分ほかの裁判員の方はどうだったんでしょうね。私としては説明受けるけれども、わかったという感じではない。ああという感じで聞いていたという感じです。部屋に戻って、そこで少し裁判官の方から補足説明とか受けて、ううんという感じでした。そこまで深く深く考えていくとど

んどんこんがらがってしまうので、もしかしたらやっぱりよくないことかもしれないんですけども、表層的な部分で理解したのかもしれないです。ただ、補足説明はちゃんとありました。わからないことはどんどん質問できる状態だったので、決してさっと流したわけではないと思います、自分的には。

司会者

主に立証責任を負われていた検察官のほうから何かございますでしょうか、質問とか。

検察官

恐らく1つの問題点についてAという意見を言う専門家の方と、いやいや、そうじゃない、Bだという専門家の方と複数出てきたりして、その判断をするというのを多分裁判員の方からしたら余りなれていないところもあるし、聞く話もそもそもなれていない内容だしという、そういったところの混乱みたいなのもあったんですか、当時のことを考えると。

6番

ありました。

司会者

どっちが正しいかというのとは別に、話している内容は理解できたという感じなんですか。

6番

そうですね。

司会者

そこでその後でどっちが本当かなというのはもちろん議論しなきゃいけないところだろうとは思いますが。

6番

話していただいているときは、本当にやっぱり専門家の方だけあってうまく言葉を選んで話してくださっていたので、どちらもうなずけたんです、正直なところ。

司会者

往々にして専門家の方のお話だと専門家との間でしか話をしていないというところで、一般の方に話すのにはちょっと適さない言葉を使ったりとかすることもあるかと思うんですけども、その辺のところで混乱したとかということは特に皆様方のほうではなかったということなんでしょうか。大丈夫でしょうかね。ありがとうございます。

あと、そういう意味でいうと5番さんは先ほど言った実際に強盗に入った人たちをお二人聞いたりとか、そのほかにも関係の方の話を聞いたりということとあったわけですけども、何かその辺のところで御苦勞とかはございませんでしたか。

5番

先ほど申し上げたように、一生懸命聞けば聞くほど自分の争点がずれていってしまふところの修正が大変ということではないですけども、どこにポイントを置いて聞けばいいのかというのが間違えてしまうと、この人が実際に犯行をやったことに集中しちゃって、だからそんなことをしたのかとか、ああ、こうやって悪いことしたのかというところに聞き入ってしまうと、いやいや、そうじゃない、そうじゃないって、あの人はこういうふうに言っているけど、本当にこの時間にそんなことしていたのかとか、前後の関係とかというところを本当は一生懸命聞かなくちゃいけないんだけどもみたいな、そういう苦勞というか、自分で配慮していないと聞くポイントを間違えちゃうなというのは感じました。

司会者

こういうふうにやってくれたらその辺のポイントは間違えなかったのにというようなことは何かございますか。

5番

いや、それは特にはないです。もう仕方がないというか、登場人物がたくさんいたので、常々アドバイスはしていただきながら、私たちが間違えないように、間違えないように修正は常にかかっているなというのは感じていたので、大丈夫でした。

司会者

ちなみに、修正をかけていたのはどなたになるのでしょうか。

5 番

裁判長です。

司会者

これは実際に私が担当した事件なので、覚えているんですけども、ちょっと特殊な被告人質問だなと思ったのは、8番さんの担当された事件で、法廷で動作を実際にやってもらったりということがあったんですけども、あれについては何か御意見とか感想とかみたいなのございますでしょうか。

8 番

非常にわかりやすくてよかったと思います。私は、法廷の中で実演をしたというのは、あの空気自体はすごく好ましいものでした。被告人の人も割と一生懸命やっていたし、ただ立ってああだこうだ言うのじゃなくて、どうだったんですか、ああなんですとか…。被告人の人もそんな緊張している感はなかったし、それはよかったと思います。

司会者

見やすい、見にくいとか、その辺のところではほかの裁判員の方の御意見とかを踏まえて何かありましたら。

8 番

見づらいとかそういうのはあったのではないかなと、角度によってはやっぱりそういうところもあったのではないのでしょうか。席を入れかえたりとかということをしたんですけど。

司会者

立ち上がったとかはしていたとは思いますが。

8 番

ああ、そういうものなんだという感じで拝見していました。眺めていましたとい

うか。

司会者

主に弁護人のほうの活動の一環としてそういう形をとったんですけれども、検察官のほうでもその辺のところの確認作業をされていましたがけれども、何か配慮しているところで確認しておきたいこととかございますか。

検察官

いえ、大丈夫です。

司会者

あと、証拠調べの関係でいいますと、特に6番さん、取り調べのときのDVDとかをずっと長い時間見たりとかということがございましたけれども、それについて何か話しておきたいこととかはございませんか。

6番

話しておきたいことというか、ちょっと私自身がずっと持っている疑問なんですけれども、提出された私たちに見せてくださったあの内容は、弁護士の方も納得した上でこれで見てもらおうという話になっていたというのをちょっと聞いたと思うんですけど、それなのに、私もその後ネットとかで、自分が担当した事件なので、見ましたけれども、被告人のほうはああいうものを流してそういう結果になったことに納得していないというか、不満があるというか、そういう話を聞くので、じゃなぜあれを出してきたのかなという、あれで私たちに判断というか、評議をさせるのであれば両者納得した上ではなかったのかなという、世間一般では全部が流れていないんだから、やっぱりおかしいんじゃないかという話をよく聞くんです。

実際にネットでも流れているし、ニュースでも流れているので、裁判員の中にもその長さ、あの内容ではちょっとと言っている人もいたので、そうなんだと思います。だから、ずっと何か弁護人のほうもどう思っていたんだろう、どうしてあれで争おうと思ったんだろうということを思うんです。実際全部見たほうとしてはやはりあれは影響力はありましたので、そういう流れにはやっぱりなる、誰が見てもな

るんじゃないかなというふうには個人的には思いました。

検察官

今の点から質問よろしいですか。

結構長時間、私も見ていて頑張らないといけないぐらいの長時間だったんですけど、ある程度時間を区切って、まとまりごとにとというか、検察官と弁護人が再生を始める前にここに注目してくださいというのはアナウンスを入れたり、これももちろん事前に三者合意した上でそういうやり方をとったんですけども、見ていて集中力というか、そのあたりは大丈夫でしたか。

6番

はい。

検察官

それはそんなに苦には感じてはいなかったということになるわけですか。

6番

はい。

司会者

丸1日やったんですかね。

検察官

1日以上やりました。なので、休憩もかなり入れながらと、今言ったようなアナウンスを少しずつ検察官も弁護人も入れたりしながらやっていたという状況です。

司会者

予定ですとその区切り、区切りで休憩ということですけど、45分とかそのぐらいで休憩をとっていたんですか。

検察官

そうです。大体四、五十分ぐらいずつ区切ってということでやっていました。

6番

長さ的には、長さというか、区切りとか余り、その日は確かに疲れましたがけれど

も、やっぱり全部見たいんです。それだけで、見ないとやはり自分自身で導いていけない部分があるので、本当に確かに全部見たかったなというのがあります。

司会者

6番さんのほうで見たかった証拠ですというふうなお話がありましたけれども、ほかの方のところでこういう証拠を見たかったみたいなものはございませんでしたでしょうか。証人でもいいですし。

6番

車に押し込んだとき、車に少女を入れたときに人形でやっていたんです。人形じゃなくて、人形でももうちょっと人体に近い、人でもいいんじゃないかと思ったぐらいだったので、ちょっとあれはないんじゃないかなという…。何か忠実にもっとやってほしかったなというのがあります。

司会者

8番さん、お願いします。

8番

私たちのところでも人形を使って実況見分みたいな映像を見たんですけど、その人形がやっぱりお粗末だったというか、もうちょっとわかりやすい人形はなかったのかというような話は出ていたような気がするんですが。

司会者

6番さんのほうの人形というのがどういう人形だったのかちょっとわからないので、あれなんですけれども、本当に人というところとちょっと難しいかもしれないけども、それに近いものでやっぱりやってほしかったというところですか。

6番

そうですね。やっぱり人間なので、どんな動きもしますし、意思もありますので、それを意思のない人形でやること自体矛盾しているんじゃないかなと思いました。そういう少女役になった子が嫌な思いをするかもしれないので、それはもちろんちょっと難しいのはわかってはいたんですけども。

司会者

そういういろいろな要望でもいいと思うんですけれども、何かございませんでしたでしょうか。この人の話を聞きたかったでもいいですし、こういう証拠がなかったんでしょうかというのでも構わないと思うんですけれども。3番さんもその辺のところは特に疑問とかございませんでしたか。

3番

私の事件のときは何か結構よくできていたと思うんです。犯人がたどった経路の地図とかそういうのもあったし、あと防犯カメラの映像とか、再現している部分とかもやっぱり本人がちゃんと人同士の再現のやつが映像というか、画像がありまして、私の担当したところはみんなわかりやすかったように思います。

司会者

6番さん、お願いします。

6番

何度もすみません。個人的なやっぱり思い残したことなんですけれども、やっぱり現場に行きたかったです。もちろん現実問題難しいんですけれども、山、傾斜、雑木林、やっぱり行きたかったという。それは、有志で行ってもよかったんでしょうけれども、やっぱり1日ちょっととってでも行きたかったです。そうしたら、よりちょっと確信が持てる部分が何か所かあったというのはありました。

司会者

みんなバスをチャーターして行ったほうがよかったんでしょうかねということですかね。

6番

そうですね。まだそのほうが逆に、この傾斜は何度でとか、ここまで何メートルでって、あの評議室の中で考えるより、話が早かったなという。この木の前に立って殺害に及んだ。どの木の前でという、どこからどこに車をとめたのという、そこから考え始めてからの評議なので、だったら一回行ったほうが早かった、個人的に、

個人で行けばよかったのかなという反省点です。

司会者

なかなか難しいところだろうと思います。特に土地勘がないというところだとすると、距離感から何から、その辺の傾斜の角度があるから、こんなふうにはできないよね、できるよねとかって、そういうところだろうと思いますので、ちょっと場合によっては評議の最中に行くかとかという話もしたほうがよかったかもしれないということでしょうかね。

6番

はい。

司会者

あと何か証拠調べ全体で、これは言っておきたいなというところとか感想とかございますでしょうか。弁護人、検察官のほうでこれは聞いておきたいみたいなものがございますでしょうか。

弁護士

具体的な事件は私全部わからないんですけども、裁判員裁判の場合、そんなに弁護人側から証人以外の証拠が出てくるということがそんなに多いわけではないと思うんですけども、何か弁護人側から出された証拠で、中身はともかく、出し方とか、あるいは内容とかについて何か御意見があればお聞かせいただきたいと思いますんですけども。

司会者

どなたでも結構です。1番さん、2番さんの事件でも一応弁護人からの証拠は出されていることは出されているんですかね。

1番

言葉で割と弁護人の方から説明された印象はあったんですけど、余り画像ですとか、そういった部分で何かあったかなというのが余り記憶には、すみません、残ってはいないです。

弁護士

恐らく、単なる朗読だったということですかね。

1 番

どちらかという、文章を読むような形で、理解するのに集中力を使うような内容だったのは覚えています。

検察官

多分、被害弁償とか、そういった類いのものだったような記憶がありますので、余り写真を出したりとかというものではなかったのかもしれないですね。

司会者

では、次の場面のほうに移りたいと思います。

論告、弁論といって、締めのところの手續ということになります。双方、犯人かどうかとか、俺は関係ないとかと言っている事件であれば、まさにそのところがどうなっているかというのが双方で主張されるということですし、そういう事件でなければ、具体的に言えば量刑をどういうふうにするのかというところで検察官、弁護人が意見を述べるという場面だと思いますが、このところについて何か気になったとか、わかりやすかった、わかりにくかったみたいなものはございましたでしょうか。

一応評議とかで使ってくださいというか、そういうことを議論してくださいということを考えながら多分検察官、弁護人はそういう最後の場面でいろいろお話をされていると思うんですけども、それが皆様が評議を行うときに役立ったのかとか、役立っていないのかとか、そういうところでもいいかと思いますが。7番さん、お願いします。

7 番

評議をするときに、すごくわかりやすく数字を出していただいて、グラフでやっていただいたんです。全国的にはこういうふうな刑になりますよと、本当に重罪であればもう少し刑が重いんですよというふうなグラフで示していただいたので、結

構その刑を出すのにやりやすかったような感じはします。

司会者

これは、グラフを出したのは評議の中でということですか。

7番

そうです。

司会者

ほかの方の裁判で、例えば、こういう刑が相当ですというところで、そういうグラフなり、何かそういうものを工夫されたとかという御経験はございましたでしょうか。4番さん、お願いします。

4番

私のときは、よく知らなかったんですけども、裁判長が結構長い時間をかけて永山判決というのをよく説明していただいたような印象がありました。

司会者

4番さんの事件だと思えますけれども、割と最初のところから弁護人のほうはそういう意味で永山事件というようなこともおっしゃって、いろいろ・・・。

4番

初日から言っていました。

司会者

言っていましたけれども、その辺のことについてはいかがでしたか。それを言ってもらったほうがよかったかどうかとか。

4番

私も永山判決というのはよく知らなかったもので、説明いただいたんで、ああ、そういうことかって、それが一応裁判所ってそういう先例を踏襲するわけですよ、ある程度。そのことで結構長い時間、話してくれました。

司会者

今4番さんのほうは、裁判長が説明してくれたというふうにおっしゃっていたん

ですけれども、その辺のところを今回、ちょっと資料を見ますと、かなり弁護人も詳しく時間とって説明されていたようですし・・・。

4 番

控室に帰ってきてから説明していただいたんですけど。

司会者

弁護士さんが言っているのだとちょっとわかりにくかったということなんでしょうか。

4 番

そうですね。当たり前のように永山判決とおっしゃっていましたが、それ何なんだろうと。それがあって、控室に帰ったとき、皆さん何人かの方が、僕を含めてお聞きしたら、こういう判例というんですか、それを説明していただいたんです。

司会者

その事件では、検察官のほうからは特にそういうのを具体的にというのとはなかったということなんでしょうかね。

検察官

私は出していません。

司会者

裁判員の方からすると、何かそういうものというのは検察官からも出してほしいとか、そういう意見というのはありましたですか。

4 番

いや、さっきも言ったように、説明というか、わかりやすいものをいただいたんで、すごく楽だったです。

検察官

こちらの求刑の関係で、そもそも余り言及する必要性がなかったというのは事情としてはあるんですけど。

司会者

2 番さん, お願いします。

2 番

論告, 求刑ということで検察官の方から非常にわかりやすい資料が配られて, これで説明をいただきました。弁護人の方からは, かなり分量のあるものが出されて, 何かポイントがずれていって, 申しわけないですけど, ちょっと悪い言葉で言う時間稼ぎをしているようなイメージがあったんで, これは立場上やむを得ないのかもしれないんですけども。もう少し弁護人の方もわかりやすいような見出しをつけていただくとか, そういった工夫をしていただければよかったのかなというふうに思いました。

司会者

5 番さん, お願いします。

5 番

弁護士さんの弁論のときに, 皆さんがおっしゃっているように, 文書で資料をいただいているんですけども, 発表のときに7月と4月を言葉がはっきりしないのが1つと, あとその日付の言い間違いが多かったんですよ。それはちょっと困りました。検察官からいただいたパワーポイント使った資料が, 皆さんおっしゃるとおり, とても便利で, 自分の意見を照らし合わせながら経過を追えたので, 助かりました。

司会者

弁護士さんのほうの評判がよろしくないようなんですけども, ほかの方もそんな感じでしょうか。すごくいっぱい文字が入っているものを出される方もいらっしゃったりしておりますけれども, 6番さんの事件はある程度言わなければいけないことも多いのかなとは思ったりもしたんですけども, いかがでしたでしょうか。

6 番

最初から, 弁護人の方はぶれていないので, それをもう一回統括して書いてきてくださっているんで, 私は全く文句がなかったというか, わかりやすく, 整理に役

立ちました。

ただ、これは個人的な意見で恐縮なんですけども、やはり一般市民というか、素人ですので、弁護人の方の言い回しがちょっとリズムが相性が悪かったのかもしれないんですけども、話すテンポとかリズムとか、言い回し、言葉遣い、声質もあるかもしれないんですけど、ちょっと相性が悪かったのかもしれないんですけども、ちょっと眠気を誘われる日がありました。それがもしかしたら戦法なのかもねという話をしていたんですけども、その戦法は若干ちょっと、もちろん少しジョークのネタだったとは思うんですけども、眠気はちょっと誘われた方もいたかもしれないんですけども、リズムが悪いと入ってこないんですよ。

司会者

そのリズムの悪さというのは、例えば証人に質問するところとか、被告人に質問するところとかもあったということですか。

6番

そうですね。結局検察側の証人に対しての質問のときに、まどろっこしいというか、いじめているのかなというか、そういう悪い印象を若干受けてしまう日もありましたので、私個人なので、ちょっとそれは何とも言えないんですけども、そういうのも関係あるんだなと思いました。

司会者

じゃ、5番さん、何か言いたそうですね。

5番

今日ここに来て言おうか言わないか、ずっと迷っていて、でも言って帰りたいことが1つあったんです。これは、自分が経験した裁判ではないんですけど、ある日、時間ができたので、裁判を傍聴して帰ったことがあったんです。そしたら、検察官の方が関西弁だったんです。それで、裁判やっている内容も麻薬の件だったんで、もうやっていることも認めているし、裁かれるべき人は本当に悪いんですけども、でも関東のこの土地柄、私聞いていて、もういたたまれない気持ちになっちゃって、

すごく立っている人がかわいそうで、すごく責められているというか、高圧的というか、すごく怖いなと思ったんです。それが関西弁が悪いとか、そういうことを批判するつもりはないんですけど、やっぱり検察官ってすごく威厳があるというか、そういう印象があるので、もし自分がそこに立たされる立場だとしたら、この土地柄で、ここの関東のこの土地で、それはないんじゃないかなって思ったのがありました。すみません。言いたかったのはここです。

検察官

気をつけようと思います。

司会者

では、そのほかのところで、評議とかも含めてということになりますけど、日程関係で、今回は選任から続けてということではなかったようですけども、長時間された方も、長期間という形ですね、一月以上という方もいらっしゃいましたし、また日程が大幅に動いたという方もいらっしゃいましたけれども、日程関係、片一方で、もうちょっと休憩が少なくてもよかったんじゃないかという話もちょっと出ていましたけれども、休憩とか、そういう日程の組み方、お仕事とかの御都合を調整するのにどの程度の期間をあけたらいいのかとか、そういうことも含めて何かありましたら伺いしたいと思いますが。1番さん、お願いします。

1番

まず、選任される1か月くらい前にはたしか通知が来て、この日に集まってくださいというような内容だったんです。ただ、私も会社にそこを報告したんですけど、正直やっぱり自分が選ばれるとは思っていないので、会社のほうも余り動いていなかった部分はありました。実際選任されてから5日後にはもう審理に入ってしまうような内容で、正直少しあたふたした部分というのはございました。なので、この選任されてから実際に審理に入るまでの期間も多少間がもう少しあいてくると、準備する側としては助かるかなというところはございました。

司会者

それぞれ日数、もうちょっと短い方もいらっしゃるでしょうし、6番さんなんか本当にすごく長い期間とっていると思うんですけれども。ほかにそういうことでちょっと苦労したとか、いや、むしろ間があき過ぎて困ったとかということがあれば教えていただきたいと思いますが。2番さん、お願いします。

2番

1番さんの意見にちょっと反論するわけじゃないんですけど、私的にはできれば早い段階で片をつけていただいたほうがいいのかなと。仮に1か月ぐらいあいてしまうと、その間やっぱり状態も不安とか、そういうのが同じ状態が続くと思うんで、ちょうどタイミング的には、私とすると、やっぱり翌週ぐらいの、2日ぐらい置いて入ってという、こんな感じのかかわり方でよかったのかなというふうに思っています。

司会者

8番さん、お願いします。

8番

やはり私も今のお話のとおり、すぐ始まっちゃったほうがやっぱりいいと思います。私のところは、そんなわけで延期があって、数か月延びましたので、やっぱり長いなという感じは正直あったので、もう一気に、選ばれたらすぐというほうがいいかなという気がしたのと、あとこれは何か的外れなことかもしれないんですけど、選任の日にここに来た人って結構みんなやる気のある人たちで、みんな当選するのを何か待ち望んでいた人も結構多かったと思うんですけど、最後の最後になって、何分の1かの確率で、ああってなるのはやっぱり、私はたまたま当たったというか、選任されたんで、ああと思ったんですけど、外れちゃった人はやっぱり心残りの人も多かったんじゃないかなという気がしました。

司会者

なかなか難しいところかとは思いますが、それぞれの御事情があるので、皆さんにとってベストなものというのはなかなか難しいのかなと思いつつも、多くの場

合は翌週回しにしていると思うんですけども、どの程度あげたらいいのかなというのちょっと試行錯誤しながらやっているところでございます。

あと、先ほど話が出てきました休憩とかについてはいかがでしたでしょうか。特に問題ございませんでしたでしょうか。7番さんがもうちょっと休憩なくてもいいのかなというお話がありましたけれども。大体ほとんどの事件で1時間弱ぐらいで一回休憩入れましようかみたいな感じでやっていると思うんですけども。6番さん、お願いします。

6番

仮眠室とか欲しかったです。人目を気にしないでちょっと体を横にして休めるような小部屋がちょっとあるといいなと思いました。

司会者

隣に所長がいますので、じかに言っていただいております。

あと、ちょっと一番裁判所のほうとして気になっているのは評議の中のほうのことなんですけれども、皆様のほうでちゃんと意見が出せたんだろうかと、十分議論したよねという充実感を持ってお帰りになっているのかというところはちょっと気になる場所なんですけれども、その点についてはいかがでしたでしょうか。もうちょっと議論したかったとか、もっと言いたかったことがあるなという方がいらっしゃったら、遠慮なく御発言いただければと思いますが。8番さん、お願いします。

8番

私は、とても話しやすかったし、自分の意見も十分に言えたし、判決についてもすごく納得しているんですけど、それとは別に、あくまでも感想なんですけど、刑事裁判だから、仕方がないと思うんですけど、裁判員の方もみんな熱意を持ってその事件の一つ一つについて検証を重ねていくと、話せば話すほど被告人の人が悪く思えてきてしまうというか、いい人ぶるつもりはないんですけど、それを延々と聞くのはちょっとつらいなというのはありました。

司会者

こういう悪いことやったんだよねというふうにみんなで確認作業をするようなところがございますのでね。

特に言うことを言えなかったとか、そういう消化不良みたいなのはなかったでしょうか。皆さん一応そこは納得してお帰りになったということによろしいでしょうか。

あと、せっかくですので、傍聴席にいらっしゃる、裁判官もおりますし、検察官もいらっしゃいますが、何か質問とかあれば。新聞記者がいないので、その分を質問していただければ。2番さん、お願いします。

2番

私たち裁判員として裁判にかかわったんですけれども、その結果がどうなったかということについてなんですけど、大きい事件ですと、控訴したとかというのをわかるんですけど、そこら辺については裁判所のほうから、確定したのか、控訴されましたとかという通知とかというのは、していただけないんですか。

司会者

今のところはしていないということにはなっているんですけれども、6番さんの事件なんかは、すぐ新聞に出ていますけれども、1番さん、2番さん、3番さん、4番さん、5番さんの事件まではもう全て確定しております。その皆様の判断のとおりでいうことで決まったということになります。

早く、お知らせするかどうかという、そういうことなんですかね。

2番

なぜかといいますと、裁判員としての仕事は、判決宣告ですか、これをもって終結するという形なんですけど、結構それに参加されている皆さん、熱心に、その時間集中して、いろいろ考えて、これがベストだよねということで判決作成にかかわっているわけです。ですから、その結果がどうなったかということについては、やはり何らかの形で知りたいなと思うのはこれ当然かなと思うんです。

2週間たってからいろいろちょっと調べてみたんですけど、結果的にちょっとどうなったかわからなかったんで、多分確定したのかなという感じではいたんですけども、そこら辺について裁判所さんのほうから何らかの形での連絡とかというのは、もしくは逆に連絡すればお答えしますとかというのが事前に教えていただければありがたいというふうに思います。

司会者

その辺は、また検討して、改善していきたいと思っております。そろそろ時間にはなりますけれども、ほかに最後に何か言いたいとか、ございますか。

もしよろしければ、これからまた皆様と同じように封筒を受け取って、裁判所に来られるという方もいらっしゃると思いますので、そういう人たちに向けて何かお言葉があるようであれば、お願いしたいと思っておりますが、1番さんからお願いできますか。

1番

まず、私、一応20代です。今回第8回の意見交換会となっておりますが、恐らく過去7回でも、私より若い世代の人の参加というのは余り、そう多くはなかったのではないかなと思います。

実際参加する前、最初すごい不安はあったんですけど、実際参加してみると、アフターフォロー、メンタルケアですとか、そういった部分もしっかりしていますし、私ここに来るまで移動で1時間くらいかかるんですけど、そういった部分も配慮したタイムスケジュールになっていまして、非常に環境が整備されているかなという印象ありました。こういったところに参加して意見を述べることで、裁判員裁判もよりよいものになっていくと思いますし、世の中もよりよくなっていくと思いますので、若い世代の人にはぜひ積極的に参加して意見を述べていただきたいというふうに考えております。

司会者

ありがとうございます。2番さん、お願いできますでしょうか。

2 番

裁判員裁判が終わって、感謝状とバッジですか、これをいただきまして、私のバッジには宇都宮地方裁判所で1060番というのが刻印されています。栃木県内でもやっぱりこれだけ多くの方が今まで参加されていたということなので、責務を果たされてきたという歴史があるんですけども、裁判員に求められるのはやっぱり一般の市民感覚だと思うんです。法律の知識については専門家の裁判官のほうで十分サポートしていただけますので、心配は要らないと思います。裁判員に選任されること自体が、抽選とかありますから、かなり高い確率なんだと思うんです。また、人生における貴重な経験になると思うんで、ぜひ前向きで裁判員の選任のほうをされた方は取り組んでいただければと思います。以上です。

司会者

3 番さん、お願いできますでしょうか。

3 番

裁判員をやるというのはとても大変なことで、とても責任が重いというか、やっぱり人を裁くというのがどうしても頭の中にあるので、自分なんかが参加していいのかななんて思ってしまったんですけど、私も自分なりに何とか責任は果たせたかなと思うんで、これから、もしやる機会があるんだったらば、とてもいい経験になると思うんで、ぜひ参加していただきたいと思います。

司会者

4 番さん、お願いいたします。

4 番

何か疑問に思うことがあっても、全部裁判官の方が優しく教えていただけるので、不安なく臨んでくださいと、これからの方も。以上です。

司会者

ありがとうございます。5 番さん、お願いいたします。

5 番

私も最後の日に話をさせてもらったことなんですけれども、裁判員に参加して何が変わったって、自分の倫理観が一番変わったんです。日ごろ自分がやっている仕事、司法とは関係ないけれども、自分のやっている仕事の向き合い方が自分の中ですごく変わったんです。それを持って後輩の指導にも当たれると思うし、すごくいい経験になるということはみんなに伝えたいなと思っています。

あとは、皆目わからない、裁判員って何するんだろうというわからない人がほとんどだと思うんですけれども、これだけ裁判員のために事前の準備をしてくれて、私たちはそんな特別大きな不安を持たなくてもできるんだということがもっと世間に知れたら、参加してくれる方もふえるんじゃないかなって思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。6番さん、お願いします。

6番

私も4番さん、5番さんと同じで、裁判所側はすごく手厚く、私たちをもてなすってちょっと変ですけども、おもてなしみたいな感じで、すごくよくしてくださって、裁判官の方たちも非常に気さくに、すごくわかりやすく支えてくださったので、全く心配はないと思います。

逆に、裁判員にすごくなりたい、やりたいという、私、実はなりたくなかったので、ちょっとその気持ちは理解できないんですけれども、裁判員ってアトラクションとか物見遊山ではないので、ちょっとやはり職務として真面目に取り組んでいただけるといいなと思います。

司会者

ありがとうございます。7番さん、お願いいたします。

7番

たまたまこの裁判が終わった翌日、近所の人が来まして、ここ二、三日いなかったけど、どうなったんだと言ってきたもんで、いや、こういうわけで裁判員出席したんだと。そしたら、お国のために御苦労さまって言われまして、それから考えれ

ば、こういうふうなことを催し、催しということじゃないんですけど、裁判員裁判があるということに私は自信持って皆さんに勧めてやりたいというふうに思っております。

司会者

ありがとうございます。8番さん、お願いします。

8番

裁判員を経験した後で、その後、もともと新聞とかテレビとかを見るんですけど、新聞記事で裁判の記事を読んだときに、裁判官とか裁判長どなたかとか、名前を見るようになったし、あとテレビなんかで見て、ああとかって、そういうことは、結構裁判官の方、テレビに出ていらっしゃるなと思ったんですけど、その意味で、裁判員の仕事は責任も重大だし、大変だと思うんですけど、やりがいもあるし、経験になるんで、次の方々、注目していますので、頑張ってくださいと。

司会者

ありがとうございます。

参列者（所長）

本日非常に貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。

我々がいかに大変な難しいことをお願いしていて、それについて非常に真面目に、本当に真剣に受け取っていただいて、ものすごいエネルギーを割いていただいているということを私もよく実感することができて、改めて敬服する限りだと思います。

今日、特に今最後にお話伺っていると、それだけエネルギーを使って、ものすごく疲れるけれども、やって、それはやはりそれに応じた意義のあることであるというようなことを言っていた方が多かったのかなと思います。それは我々にとっても何よりも、ある意味励みになることではあるんですけども、皆さんのそういうお話を幅広く御紹介することは大いに意義があるので、さらにそういう機会をつくっていただければいいなと思いますし、少なくともこういう類いの話をいろいろなところでしていただくことは何ら遠慮していただく必要はありません。秘密でも何

でもないですから、皆様も機会があれば、ぜひ、裁判员大変だけれど、でもそれなりの価値はあるよというような御紹介をしていただければありがたいなと思っています。

本日は本当にありがとうございました。

司会者

本日はありがとうございました。これをもちまして意見交換会を終了したいと思います。本当に長時間ありがとうございました。

以 上